

第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第3回） 会議録

- 1 会議名 第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第3回）
- 2 日時 令和元年5月23日（木）午後7時から午後8時
- 3 会場 東久留米市役所4階 庁議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、境委員、岡本委員、齋藤委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、鷺池委員、中谷委員、森田委員、秋山委員 以上12名
- 5 欠席委員 北村委員、柴委員 以上2名
- 6 事務局 長澤福祉保健部長、傳介護福祉課長、松下係長・桑原主任（以上、保険係）、田中課長補佐兼係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、森山主査
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第
 - I 委員委嘱式
 - （1）委嘱式開会
 - （2）事務局よりお知らせ
 - （3）委嘱式閉会
 - II 第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第3回）
 - （1）開会
 - （2）配布資料の確認
 - （3）議題
 - 議題1 東久留米市介護保険運営協議会（第2回）会議録（案）について
 - 議題2 地域包括支援センターの今後のあり方について②
 - 議題3 令和元年度新規事業の進捗状況について
 - （4）その他
 - （5）閉会
- 9 配布資料

【資料 1】 第 7 期東久留米市介護保険運営協議会（第 2 回）会議録（案）

【資料 2 - 1】 地域包括支援センターの今後のあり方について②

【資料 2 - 2】 第 1 回東久留米市地域包括支援センターあり方検討委員会次第 外

【資料 3】 令和元年度新規事業の進捗状況について

【参考資料 1】 第 7 期 東久留米市介護保険運営協議会委員名簿

【参考資料 2】 平成 3 0 年度事故報告集計（平成 3 1 年 3 月末報告分まで）

【参考資料 3】 2 6 市の地域包括支援センター設置状況（平成 3 0 年 1 1 月現在）

1 0 委員委嘱式（省略）

1 1 第 7 期介護保険運営協議会（第 3 回）

（1）開会（省略）

（2）配布資料の確認（省略）

（3）議題

議題 1 東久留米市尾介護保険運営協議会（第 2 回）会議録（案）について

【会 長】 議題 1 について、事務局から説明がある。

【事務局】 事前に配付した第 7 期東久留米市介護保険運営協議会第 2 回の会議録について、修正箇所等がなければ、この内容で市のホームページに公開する。

【会 長】 この内容で公開するという事で問題ないか。

【委 員】（特になし）

議題 2 地域包括支援センターの今後のあり方について②

【会 長】 次は議題 2、地域包括支援センターの今後のあり方について②。こちらも、事務局から説明がある。

【事務局】 議題 2 の地域包括支援センター（以下「包括」という）の今後のあり方について、資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 に沿って説明する。第 7 期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、「地域包括ケアシステムの拠点である地域包括支援センターについては、地域共生社会の概念が国から示されたことを含め、団塊の世代が 7 5 歳以上となる 2 0 2 5 年度を見据え、より一層の機能・体制の充実に向けて検討していく」とされていることから、第 7 期中において包括を今後どのようにしていくべきかを、市内の関係部署・部課長を含め横断的に検討するため、「東久留米市地域包括支援センターあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。包括に関する事項は介護保険運営協議

会の所掌事務であることから、計画書策定にあたっては、適宜、本協議会に内容をお示しし、委員の意見等を伺うこととなる旨、前回の運営協議会で報告しているが、この件について、31年4月1日に検討委員会の設置要綱を施行し、4月19日に第1回検討委員会を開催したので報告する。

検討委員会では、包括とはどのようなものかを示した上で、包括検討の背景、課題等の共有を行い、今後のスケジュールについて確認した。検討委員会の中で出た意見としては、1点目に、「地域共生社会」の課題への取り組みはどの程度までか、という質問があり、事務局からは各課の総体的な連携が必要であること、社会福祉協議会や地域福祉コーディネーターとの連携も考える必要があると回答した。2点目に、日常生活圏域について、地域ごとの高齢者人口や他市同一人口規模の包括の実態等を知りたいという質問があり、事務局からは、第7期計画24頁の各地域の高齢者人口を踏まえ、次回委員会で提示することとした。

今後のスケジュールだが、次回検討委員会は7月に開催予定であり、8月に開催する次回運営協議会において検討委員会の検討事項の報告、26市への包括に関するアンケート及び市民アンケート内容の検討などを予定している。検討委員会の詳細については資料2-2にあるとおりである。

【会 長】 本件について質問、意見等はあるか。

【委 員】 包括の設置状況について、これはおおむね高齢者人口何人に対し何カ所といった決まりがあるのか。たとえば、高齢者何万人に対して1カ所とか、そういうのがあれば教えて欲しい。

【事務局】 包括の数、また日常生活圏域の数は、保険者の実態に応じて設置する。制度上の縛りがあるのは、それぞれの包括に配置される人員数であり、おおむね高齢者人口6,000人に対して3つの専門職がそれぞれ1人ずつというのが、政令の基準となっている。それを束ねる包括の箇所数については、そういった決まりはない。

【会 長】 他にないか。

【委 員】 今の話の関連で、包括の発足当時に示された国の基準として、「中学校区に1カ所」というものがあつたと記憶しているが。

【事務局】 中学校区域ごとに1というは、おおむねの目安として国から示されているものであって、実際の設置数は保険者が実態に応じて決める。

【委 員】 今後のスケジュールについて、目安でいいので教えて欲しい。

【事務局】 次期の第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に包括の方向性について記載することを目指して進めていく。

議題3 令和元年度新規事業の進捗状況について

【会長】 では、次の議題に移る。議題3。令和元年度新規事業の進捗状況について、事務局から説明がある。

【事務局】 議題3の令和元年度新規事業の進捗状況について、資料3に沿って説明する。まず、介護人材育成研修事業及び介護事業者とのマッチング事業。事業の目的は、地域包括ケアシステムにおいて互助の役割を担う住民等を発掘・育成すること、介護人材のすそ野を広げるとともに、介護職への就職を希望する市民と、人材を必要とする事業所とのマッチングを行うことである。

事業概要は、一定期間において介護の基礎知識等を学ぶ入門的研修を行い、研修終了後に市内介護事業所を集めた就職相談会を開催することで雇用に結びつけていく。事業の対象者は、65歳以上の高齢者に限らず市内在住の市民の方としている。予算規模は192万2,000円で、委託による事業を行う。また、当事業は、都の区市町村介護人材緊急確保対策事業費補助金（補助率は4分の3）を活用して実施する事業である。委託先は他市で実績のある共創未来メディカルケア株式会社。事業内容としては、「東久留米市介護のしごと入門研修」と題し全日程4日間の研修を行い、生活援助サービスを提供できるスキルを習得する。最終日にお仕事相談会を実施し、事業所とのマッチングを図る。開催は7月と11月の2回の日程で予定しており、具体的な日程は資料の表に示したとおりである。定員は各コース50名。周知方法としては6月1日の広報に掲載、市内の公共施設や各課等にチラシの配布を予定している。

引き続き、新規事業の2点目、認知症カフェ講師派遣事業について。こちらも31年度より新たな事業として開始し、認知症の方やその家族が気軽に立ち寄り、地域の人とつながりをつくることのできる認知症カフェを活用し、認知症に対する理解のさらなる促進を図ること、カフェに地域の医師がかかわることにより支援が必要な認知症患者を発見し、認知症初期集中支援チームへ早期につなげることを目的としている。

事業概要は、東久留米市医師会の認知症サポート医等を市内の認知症カフェで開催する講座の講師として派遣する事業であり、事業の対象者については、市内に12団体ある認知症カフェ、予算規模は、講師として派遣される医師等に支払う謝金として、年間36万円を予定している。当事業は、地域支援事業において実施する事業である。

事業の進捗状況及び今後の予定は資料にも記載したが、4月から5月にかけて東久留米市認知症カフェ等講師派遣事業の手引きを作成した。これは、団体がこの事業を活用するための事業概要の説明、講師派遣にあたる帳票類などをまとめたものである。5月に東久留米市医師会・薬剤師会・歯科医師会・訪問看護部会などに協力依頼をしており、今後、講師として登録できる方の名簿の提出がある予定である。6月に認知症グループホーム長、認知症介護実践指導者へ協力依頼をしていき、それ以外にも、今後さらにご協力いただけそうな団体があれば、順次協力を依頼する。

【会 長】 ただいまの説明について、質問、意見等はあるか。

【委 員】 生活援助サービスを提供できるスキルを習得するということだが、現在、社会福祉協議会等では登録された個人ボランティアによる生活援助サービスを提供している例があるが、そうした事業との関係、連携はあるか。

【事務局】 社協の事業とは別に実施する。市で実施する日常生活支援総合事業において、資格を持っていない方も「支え合い訪問介護」に参入できるスキームがある。そうしたサービスの担い手としての人材をまずは発掘する、入り口的な事業である。

【会 長】 他にあるか。

【委 員】 今回の新規事業の介護事業者とのマッチング事業に関連し、前年度に市が実施した事業に「元気高齢者地域活躍推進事業」があり、私も参加した。この事業は数カ月間にわたって研修も実習も充実していたが、それでも研修を受けた者が実際に介護現場で仕事をするまでには至っていなかった。この「元気高齢者地域活躍推進事業」は昨年度で終了して、新たに今年度の事業が始まるということによいか。

【事務局】 元気高齢者地域活躍推進事業は30年度で終了となっている。

【委 員】 元気高齢者地域活躍推進事業に比べて、今年度のマッチング事業は、研修内容が軽くなっているように見える。生活援助ということで、幅広く人材を発掘したいということだが、社協のふれあいサービスの生活援助事業やボランティアなどもある中で、そういうものとの連携とか、これからどのように市で、介護事業にかかわっていくのか。積極的に介護人材を集めなければいけない状況で、介護人材のすそ野を広げていくということなのか。

【事務局】 今回の新規事業と前年度の元気高齢者の違いは、実際に就職していただくのが究極の目的である、ということである。介護業界の有効求人倍率が高い状況下で、国も介護人材の問題を取り上げており、都もいろいろな新規事業を立ち上げ、基礎的自治体に

においても対策が求められている。介護人材の不足の解消について、国は国、都は都、市町村は市町村としてできることをやっていこう、といった役割分担の中で、こういった事業を新しく立ち上げていく、というところである。

【事務局】 フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスがある。インフォーマルなものとしては社協の生活援助のサービス等があり、フォーマルとインフォーマルとを組み合わせて在宅生活の維持を図っていく上で、サービスの担い手不足という課題に取り組んでいきたい、ということである。本事業は東京都の補助金（4分の3補助）を活用して行うものであるが、都の補助の主旨は、介護人材の担い手不足が首都圏における大きな課題になるだろうといわれる中、今後はこうした課題について都としても取り組んでいくというものである。市としては、この補助を活用して介護の担い手不足といった課題に対応しつつ、フォーマル、インフォーマルなサービスを組み合わせた新たなサービス提供体制についても考えていきたいと思う。

【委員】 マッチング事業の全日程が4日間となっているのは市の考えを反映してのことか、それとも補助を受けるにあたり、国や都から日程について提示があるのか。

【事務局】 当市独自の考え方によるものである。本事業のカリキュラムはあくまでも入り口として基礎的なところを押さえたもので、実際に就職しサービスの提供者になるという段階では、事業所ごとの考え方や求めるもの、教育の方針等もあるだろう。本事業では介護サービスの事業所側が、募集をしてもなかなか人が集まらないという悩みを抱える中、市の事業としてやる気のある人を発掘し、事業所の方々につないでいく「入り口」になることを期待しており、実際に現場で活躍するにあたっては、各事業所内で研修、OJTを行っていただくことになると考えている。

【委員】 「マッチング」というところがポイント、ということか。実際に現場で働くスキルはマッチングした各事業所で、それぞれの事業所の特徴、特色に沿った研修をするということでしょうか。

【事務局】 そういうことになる。就職後にOJT等でスキルアップしていくこともあるし、各事業所の福利厚生、教育のプログラム、実地経験を経て、資格の取得を目指す、ということもあるだろう。

【委員】 介護人材が不足している中、介護人材を発掘し、各事業所と結びつきを図る仕組みという理解でよいか。

【事務局】 そういうことである。

【委員】 もう一点、質問をしたい。委託事業者（共創未来メディカルケア株式会社）は、具体的にどういった形で本事業に関わるのか。研修のみを担当するのか、就職相談とあったところまで関わるのか。委託事業者が関わる範囲と行政が行政として実施する範囲は。また、他市で実績がある事業者とのことだが、具体的にどんな実績を上げたのかを、次回までに資料として提示してほしい。

【事務局】 委託の範囲については、参加者の募集、実際の研修、マッチングのお仕事相談会を主催するところまでである。資料については、事業所の営業実績になるので、事業所の意向を確認した上で、可能であれば次回に提示する。

【会長】 他にあるか。

【委員】 資格ということであれば、私も基礎研修の講師をやっていたが、その時のカリキュラムは百何時間もあった。それを4日間でやれるのか。

【事務局】 介護福祉士の資格一つとってみても、介護に携わる人の資格取得の仕組みがきちんとシステム化されていないという課題もある。一方で国は、介護サービスの担い手不足の解消として、「互助」といったことを考えているのだと思う。そういった意味で、まずは基礎的な研修から入ってもらい、OJTを重ねながら資格を取得するというキャリアアップもありうると考えている。

【会長】 他にはあるか。

【委員】 マッチング事業の対象者には、海外から来て市内で生活をしている人たちも対象となるか。

【事務局】 就労を制限されない在留資格を持っていれば、事業の対象になる。

【会長】 他にはないか。

【委員】 直接この事業についてではないが、こういう事業を市が打つのも、介護現場での深刻な人手不足というのがあると思う。第1回の協議会で外国人労働者を受け入れている事業所の事例についての話があったが、国においても外国人人材の受け入れ拡大の動きがある中、現状について委員に伺いたい。

【委員】 私の方から一言。私の施設でも外国人人材を採用しているが、介護の用語が非常に難しいことが壁になっている。記録がまず1つの壁で、言葉の壁もあり、なかなか採用に踏み切るのが厳しい。私の施設で採用した外国人人材も、記録や言葉の壁もあり最終的には辞めていった。定着するのはなかなか厳しい。更には在留の期間もあり、マンツーマンで教えても一定期間で帰国するということもあり、どういうふうに育成するか、と

いうところも1つの壁になっている。私の考えとしては、まだまだ日本に介護人材はいると思うので、そこを掘り起こしてほしい。

それとは別に、先ほどのマッチング事業については、入り口の部分で介護に興味を持った人が介護事業所で雇用されるというのが目的になると思う。しかしながら先日、そういった事業の修了者のところに行く機会があり、実際に我々の事業所のPRもしたが、やはり高齢者の方が多くて、実際に就労に結びつけるのは難しい、というのが実態である。介護人材が不足しているのは間違いない。しかし、初任者研修にしてもかなり時間をかけなければならない、実務者研修、介護福祉士の研修も、実務者研修は長い。ゼロからヘルパー2級とか1級とかになると受ける科目も違っており、資格によって細分化されていて、その中で研修を重ねて介護福祉士までたどり着くわけだが、そこが本当の入り口である。介護の仕事に興味を持つというのはよいことだと思うが、採用している立場で言えば、介護施設での採用までつなげるのは難しいと思う。

【会 長】 他にあるか。

【委 員】 これからの介護・医療現場は、いわゆるフルタイムで働く人ばかりではなくて、この時間帯、例えば食事の時間帯、職員が送迎に出てしまっていて一番手薄が朝や夕方だけ働く、という雇用の仕方も、いろんな事業所で実際にしていく必要がある時期に来ているように思う。ある程度、フレックスタイムのようなものを導入しないと、フルタイム雇用はだんだん厳しくなっていると思う。

【委 員】 確かにそのとおりで、その方向に進んでいこうと思うが、事故のリスクもあり、相当研修もしないといけないというのは事実。雇う側が研修、OJTに力を入れる必要がある。もちろん様々な仕事があることは事実で、それに併せて雇用するというのはあると思う。

【会 長】 他にあるか。

【委 員】 認知症カフェへの講師の派遣について、伺いたい。講師派遣の要請は、医師会・薬剤師会等に依頼がくるのか、それとも医師・薬剤師等個人に直接依頼がくるのか。認知症カフェから直接依頼が来るのか。また、事業が順調に進んだら、いつぐらいから派遣が始まるのか。

【事務局】 医師会・薬剤師会等から協力いただける医師・薬剤師の名簿の提供を受け、認知症カフェから直接要請という形ではなく、各包括から個々の医師・薬剤師に連絡をとる、という依頼方式になる。派遣の日程については、現在、名簿を依頼しているところで

あり、準備を進めているところである。

(4) その他

【会 長】 以上で本日の予定議題はすべて終了した。その他、何かあるか。

【事務局】 事務局から、参考資料2に沿って、30年度事故報告の集計内容について報告する。資料の集計値は、31年3月末までに提出された事故報告を集計しており、4月以降に提出されたものは含まれていない。

事故報告について集計をするのは今回が初めてである。事故報告は事業所及び利用者の住所地の市区町村にするとされており、報告の内容は都で定める介護保険事業者等による事故発生時の報告取扱要領、市町村に対する標準例をもとに、市で事故発生時の報告取扱要領、並びに東久留米市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱いに基づいている。この取扱いと書式は、市のホームページに掲載している。事故について事業所内の記録のみとするか市へ届け出をするかの判断に迷う場面も多くあるが、その場合は市の担当へ問い合わせるよう指導している。また実地指導等で現場に出向いた折には事故記録を確認し、報告すべき内容が提出されていない場合は文書指摘の上で提出を指導している。指導の結果、その事業所からこれまで報告していなかった事故報告が提出された例もあり、その結果、本年度において事故報告の件数が多くなった、ということもある。

事故報告に際しては、事故が起こってしまったことを責めるのではなく、それに対しどのような再発防止策を講じているか、対応策を事業所内で検討しているかどうかを見ることとしている。「見守りの強化」など、再発防止策が抽象的な表現になっている場合は、電話等でもっと詳しく検討するように、具体的にもう一度アセスメントをし直すようにといったような指導をさしている。

資料の集計内容について説明する。まず、1のサービス種別の「全件」は、市外の事業所も含めた事故報告の数、「うち市内事業所」は市内事業所での事故の数を示している。「市内事業所事故発生割合」を見ると、事業所の多いデイサービスが22.8%、生活の場であるグループホームが22.2%、特養・老健施設が35.3%と高い。2の発生場所は施設内が90%となっている。「不明」は、デイサービスにおけるインフルエンザの感染症など、感染経路が不明なものを含めている。次に事故の原因だが、身体不自由に起因するものが56.9%、職員の行為が27.5%となっているが、これは事業者の考え方により、前者にするか後者にするかの判断に差が出ることも想定され、一概に比較することはできないように思う。事故報告の内容は回覧等により課内で共有し、今後も再発防止策に不足

があれば指導していく。4の当事者の状況だが、これは事故の報告が1件でも、感染症など当事者が複数になるものも含むため、事故発生件数ではなく当事者の人数で集計している。死亡5名については転倒等ではなく、急な脳血管関係の疾患や心臓系の疾患で救急搬送中に死亡に至ったものであり事件性はない。また、事業所において「看取り」で死亡したケースについては含めていない。5の事故内容は「転倒」が、半数近い47.3%となっており、転倒の半数以上が骨折（大半は大腿骨の骨折）である。2番目に多い誤薬・落薬、服薬等の事故は、ダブルチェックを行う等の対策を繰り返し指導しており、実地指導の際に薬の保管状況や服薬のチェックの方法を確認している。同姓の利用者がいて間違えてしまう例等が見受けられることから、フルネームで顔を確認し、2名で確認をしながら服薬させることを徹底するよう指導している。離設事故（施設の中から外に出ていってしまう事故）はいずれも怪我なく事業所に戻っている。この事故対策として鍵をつけるという方法が考えられるが、間接的な身体拘束に当たる場合もあり、利用者の自由とリスク管理の両面から事業所ごとに検討し、対策を講じている。摂食嚥下、飲み込みに関する事故は、事故ではなく疾病と判断して事故報告を出さないケースも想定され、実数は見えにくい部分もあるが、多く起こっていることは推定されることから、平成30年度の他職種研修でも摂食嚥下をテーマとし、口腔リハビリテーション多摩クリニック院長の菊谷先生による、飲み込みに関する研修を実施している。また、「原因不明」の骨折5件は、ケア中に車椅子からベッドに移動するときに無理な力がかかったことによる骨折など、いつ骨折したかわからないようなものが挙げられている。

この集計結果は、在宅医療介護連携推進協議会とも共有し、他職種研修のテーマを決める際に、参考とする予定である。来年度以降も集計を行い、市として、事故の減少に取り組んでいきたい。

【会 長】 この件に関して、何か質問等はあるか。

【委 員】 超低床型のベッドを導入する施設があるときく。私の義姉も、介護施設でベッドから車椅子に移動するときに転倒したことがある。ベッドが低ければ、椅子につかまって移動できたと思う。転倒等の事故対策の1つとして、施設のベッド等を超低床型ベッドに入れかえるような計画がある施設もあると聞くが、市としてはどうか。

【事務局】 施設によって、いろいろなタイプのベッドを使用している。超低床型にしてしまうと、起き上がりにリスクが生じる場合もある。例えば、起き上がったときに反応するセンサーをつけ、利用者が起き上がろうとしたときにナースコールと同じ要領で介助に

向かえるようなシステムを導入している事業所もあると聞く。ただそれも、全て行動を監視することにもなりかねず、間接的な身体拘束との兼ね合いを考えながら、それぞれの利用者に合った介護を行うのが望ましい。

【委員】 都の助け合い募金の配分委員会でそういった要請があり、ベッドの入れ替えの援助が受けられると聞いたので、利用者の状況に併せてそういったベッドを利用する方法もあるかと思った。

【事務局】 情報提供に感謝する。

【会長】 他にあるか。

【委員】 事業者協議会において、事故防止の話をしているか。

【事務局】 事故防止のための情報提供は逐次行っている。

【会長】 では、事故報告については以上とする。他に何か報告事項はあるか。

【事務局】 事務局から。前回の協議会で地域密着型サービス事業者の公募について、認知症グループホーム単独ないし小規模多機能居宅介護等の併設の公募を開始すると報告したが、予定どおり4月1日から公募を開始し、複数の応募意向があった。今月、書類審査とプレゼンテーションを終え、6月の中旬までには1事業所を選定したいと考えている。結果は協議会の開催より先に市のホームページで公表することとなるが、次回の協議会において説明を予定する。なお、令和3年の3月までには開所となる予定である。現在審査中であり、報告はここまでとする。

【会長】 この件に関して何かあるか。

(5) 閉会

【会長】 本日の協議会はこれで終了となる。ありがとうございました。

閉会時刻20時00分